

改正案	現行
<p>（試験委員の要件）</p> <p>第二十四条 法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十四条第一号から第三号までに規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した臨床工学技士養成所の専任教員</p> <p>三 （略）</p>	<p>（試験委員の要件）</p> <p>第二十四条 法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十四条第一号から第三号までに規定する文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した臨床工学技士養成所の専任教員</p> <p>三 （略）</p>